

憲法 96 条の憲法改正発議要件の 引き下げに反対する会長声明

1 声明の趣旨

当会は、日本国憲法 96 条の憲法改正の発議要件の引き下げに強く反対する。

2 声明の理由

(1) 現在の状況

日本国憲法 96 条 1 項は、「この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。」と定めている。

つまり、憲法改正手続は、①国会による発議（国民への提案）と、②国民による国民投票という手続を踏むこととされている。

この規定について、自由民主党は、国会による発議要件である「各議院の総議員の三分の二以上の賛成」を「各議院の総議員の過半数の賛成」に引き下げようとしている。日本維新の会、みんなの党も同様の方針を掲げ、国会議員による「憲法 96 条改正をめざす議員連盟」も設立されている。

しかしながら、このような憲法改正の発議要件の緩和は、憲法の存在意義を見誤ったものであり断じて許されない。

(2) 憲法の存在意義

憲法は、国家権力を縛るための基本法であり、権力の濫用によって国民・市民の基本的人権が侵害されることを防ぐためにある。このような「憲法によって国家権力を縛る」という考え方を立憲主義といい、諸外国の憲法も同様の考え方に基づいている。

日本国憲法は、基本的人権を「人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって」「過去幾多の試練に堪へ」てきた（97条）「侵すことのできない永久の権利」（11条、97条）として保障し、「公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で最大の尊重を必要とする」（13条）としている。そして、憲法は国の最高法規であり立法権も行政権も司法権も憲法に違反することができないとし（98条）、国会議員をはじめ国家権力の担い手に憲法を尊重し擁護する義務（99条）を課すことなどによって、国家権力に縛りをかけ基本的人権を保障している。

（3）96条が厳格な要件を定めている理由

日本国憲法 96 条が憲法改正手続に厳格な要件を定めているのは、このような立憲主義に基づく憲法が国家権力によって容易に変えられることを防ぐためである。

たとえ全国民を代表する選挙された議員で構成される国会といえども国家権力の担い手であり、時の政治状況によって権力を濫用するおそれがあるので、憲法改正

手続には厳格な要件が必要とされている。国会で3分の2の合意が形成されるまでに熟慮と討議を重ねてこそ、全国民の大多数が賛同できる改正案となるのだといえる。また、国会で十分に熟慮と討議の過程を経ることにより、少数意見も含め様々な考え方や問題点が国民の前に明らかになり、国民が自らの判断で国民投票を行うことを可能にするのである。このような厳格な手続を経て初めて憲法改正は正当化される。

また、憲法は最高法規であり、法律や行政処分の有効性を判断するための基準であるから、高度の安定性が求められており、憲法の改正要件は法律の立法要件より厳格でなければならないと考えられている。仮に両議院の過半数の賛成で憲法改正を発議できることになれば、法律の立法要件と大差がなくなり、憲法の安定性は大きく損なわれる。

(4) 発議要件の緩和は国民の判断する機会を保障しない

これに対し、発議要件を緩和しようとする立場から、「現行の発議要件では国会議員の3分の1が反対すれば国民の判断する機会が奪われる」などという主張がされている。

しかしながら、仮に国会における過半数の賛成で憲法改正を国民に発議できるとすれば、国会の過半数の議席を占める政権与党だけの賛成によって憲法改正の発議が可能となり、野党・少数政党による意見が反映されず、国会における十分慎重な審議がなされないまま、憲法改正手続が進むことになる。そして、国民は、改正内容や問題点を十分に把握検討できないうちに国民投票を強いられるおそれがある。国民は、改正内容や問題点を十分に理解し国民相互間で議論し検討したうえでなければ、主権者として適切な判断をすることは困難である。

したがって、憲法改正の発議要件を緩和しても、実質的に国民の判断の機会が保障されることにはならない。

(5) 憲法改正手続法の問題点との相乗効果

憲法改正の発議要件の緩和は、2007年5月18日に成立した日本国憲法の改正手続に関する法律（以下「憲法改正手続法」という。）の問題点と相俟って、国民から憲法改正に関する実質的な判断の機会を奪い、国民の憲法改正権を侵害することになりかねない。

すなわち、憲法改正手続法では、発議から国民投票までの期間が十分に確保されておらず（最短で60日しかなく最長でも180日）、賛成意見と反対意見が平等に国民に情報提供される体制が整っておらず、公務員と教育者の国民投票運動が制約されるなど、国民相互で十分な情報交換と意見交換を行い議論を深めることへの配慮を欠いており、また、国民投票は最低投票率の定めがないままに有効投票数の過半数で決せられるため、必ずしも国民多数の意思が反映される仕組みになっていない（例えば投票率が40%なら有権者の20%超の賛成で改正される。）。

したがって、憲法改正の発議要件が緩和されれば、このような国民投票手続の問題点と相俟って、真に国民の意思を反映させることが困難な状況をもたらす、国民

の憲法改正権が侵害されるおそれ大きい。

ひとたび国民の憲法改正権が侵害されれば、もはや憲法によって権力の濫用を防ぎ基本的人権を保障するという立憲主義は破壊されてしまう。

(6) 96条改正の意図

例えば自由民主党などは、まず発議要件を緩和して憲法改正を容易にし、その後、憲法9条を改正して軍事力行使を正当化し、基本的人権を制約し、国民主権・民主主義を後退させるなど、憲法の基本原則を根本から覆す改正を行うことを意図しているものと思われる。

しかし、憲法9条の改正や人権を制約し国民主権・民主主義を後退させる改正を、改正手続要件の緩和によって達成しようとすることは、国会の責任を放棄し、立憲主義を否定するものであって、決して許されるべきではない。

(7) 諸外国でも憲法改正要件は厳格

諸外国においても憲法改正要件は厳格に定められている。

例えば、アメリカ合衆国憲法では、両議院の3分の2以上の賛成による発議と4分の3以上の州議会の承認が必要とされる。

韓国憲法では、国会（一院制）の過半数または大統領の発議で提案され、国会の3分の2以上の賛成と、国民投票で国会議員選挙権者の過半数が投票し投票者の過半数が賛成することが必要とされる。

また、ドイツ、スペイン、ポルトガル、ルーマニア等も議会の3分の2以上の議決を要求している。

このように諸外国においても憲法改正手続には国会での特別多数決や国民投票による承認という厳格な要件があり、時の政権によって容易に改正できない仕組みが取られており、厳格な要件をクリアした場合のみ改正が正当化されるのである。

(8) まとめ

以上のとおり、憲法の改正規定は単なる手続規定ではなく、国家権力による人権侵害を規制する立憲主義を保障する重要な規定であるから、国家権力によって改正しやすくなるよう改正することは断じて許されないというべきである。

よって当会は、憲法96条の憲法改正の発議要件の引き下げに強く反対する。

2013年6月19日

千葉県弁護士会

会長 湯川 芳

